

ふじみ野市債権管理条例

ふじみ野市条例第2号
平成30年3月27日

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に係る事務処理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権管理の一層の適正化を図り、もって市民負担の公正性及び公平性の確保並びに健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 強制徴収公債権 市の債権のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 市の債権のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権で、強制徴収公債権以外のものをいう。
- (4) 私債権 市の債権のうち、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権以外のものをいう。

(法令又は他の条例等との関係)

第3条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則（法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市長の責務)

第4条 市長は、法令又は条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の定めるところにより、市の債権を適正に管理しなければならない。

2 市長は、前項に規定する責務を遂行するため、市の債権の管理に関する事務処理に係る体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(台帳の整備)

第5条 市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定めるところにより、台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）を整備しなければならない。ただし、証明書発行手数料その他債権の性質上市長が特に必要がないと認める債権については、この限りでない。

(徴収計画)

第6条 市長は、市の債権を計画的に徴収するため、毎年度徴収計画を策定するものとする。

(督促)

第7条 市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令等の定めるところにより、これを督促しなければならない。

(債務者に関する情報の共有)

第8条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な範囲内で、かつ、国税通則法（昭和37年法律第66号）第126条及び地方税法第22条の規定に反しない限りにおいて、当該債務者に係る規則で定める情報を同一の実施機関（ふじみ野市個人情報保護条例（平成17年ふじみ野市条例第9号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 市長は、前項の規定により、利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 市長は、第1項の規定により、利用し、又は収集した情報を当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(滞納処分等)

第9条 市長は、強制徴収公債権について、第7条の規定により督促をしてもなお履行されないときは、滞納処分を行わなければならない。

2 市長は、法令等の定めるところにより、徴収猶予、換価の猶予又は滞納処分の停止を行うものとする。

(強制執行等)

第10条 市長は、非強制徴収公債権及び私債権（以下「非強制徴収公債権等」という。）について、第7条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条の規定により徴収停止の措置をとる場合、第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている非強制徴収公債権等（保証人の保証があるものを含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある非強制徴収公債権等（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- (3) 前2号に該当しない非強制徴収公債権等（第1号に該当する非強制徴収公債権等で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、

訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

（履行期限の繰上げ）

第11条 市長は、非強制徴収公債権等について、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第14条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

（債権の申出等）

第12条 市長は、非強制徴収公債権等について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、非強制徴収公債権等を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第13条 市長は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権の金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第14条 市長は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。
- （債権の放棄）
- 第15条 市長は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等の全部又は一部を放棄することができる。ただし、非強制徴収公債権等（同一の債務者に係る同一の名称の非強制徴収公債権等に限る。）の額が100万円を超える場合は、この限りでない。
- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収公債権等につきその責任を免れたとき。
- (2) 第10条に規定する強制執行等の手続をとってもなお完全に履行されない非強制徴収公債権等について、当該強制執行等の手続が終了した時において債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、資力の回復が困難で弁済する見込みがないと認められるとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行した場合の費用並びに当該非強制徴収公債権等に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 債務者が失踪、所在不明その他これに準ずる事情にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- (5) 私債権について、消滅時効に係る期間が満了したとき（債務者が時効の期間の満了後、当該私債権につき支払の意思を示したとき、又は一部を履行したときを除く。）。
- (6) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、かつ、資力の回復が困難であることにより、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (7) 第13条の規定により徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお履行させることが著し

【ふじみ野市債権管理条例】

く困難又は不適當であると認められるとき。

(報告)

第16条 市長は、前条の規定により債権を放棄したときは、規則で定めるところにより、これを議会に報告しなければならない。

(その他)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。